

介護保険だより

平成26年7月号

群馬県国民健康保険団体連合会

介護請求に誤りがあった場合の対応方法等について

1 処理の流れ

介護請求に誤りがあった場合は、支払決定している介護給付費請求明細書を取下げてから、正しい内容の介護給付費請求明細書を提出します。

2 介護給付費請求明細書の取下げ

保険者に取下げの申請（過誤申立て依頼）を行います。手続きの方法については各保険者で異なりますので、直接保険者へお問い合わせください。

なお、被保険者番号が「H」で始まる利用者（生活保護受給者）の請求の取下げについては、介護券に記載されている福祉事務所に取下げの申請を行います。

3 金額調整について

（1）調整方法

取下げ処理を行った月の支払確定額から、取り下げる額を差し引き、その差額を事業所に支払います。

<例1>

◎取下げ額：1件 30,000円

◎処理月の支払確定額：10件 計270,000円

◎支払確定額から取下げ額を差し引き、

$270,000円 - 30,000円 = \underline{240,000円}$ が事業所への支払額となります。

（2）注意点

取下げを行う際は、その件数や金額に注意してください。

<例2>

◎取下げ額：50件 計500,000円（多くの請求明細書を取下げ）

◎処理月の支払確定額：30件 計300,000円

◎支払確定額から取下げ額を差し引くと、
300,000円－500,000円＝△200,000円 となります。

一度に多くの介護給付費請求明細書を取り下げると、差引き後の支払額がマイナスになります。このような場合、事業所から国保連合会に払込み（返納）をしていただくこととなります。

介護給付費請求明細書の取下げを行う際は、支払額に影響が出ないように、毎月の請求件数や請求金額と比較して、取り下げる件数を決めていただきますようお願いいたします。

やむを得ず一度に多くの取下げを行わなければならない場合は、「過誤処理」と「再請求」を同じ月に行う方法（同月過誤処理といいます）があります。

詳しくは、本会ホームページ「介護事業所の皆様へ」を御覧ください。

4 事業所への通知について

国保連合会から「介護給付費過誤決定通知書」が届きます。取下げの処理が完了したことをお知らせする帳票です。

この帳票で取下げの完了を確認してから、介護給付費請求明細書を再提出してください。

介護給付費のインターネット請求について

平成26年11月から、インターネットを利用した介護給付費の請求が可能になります。

国保連合会では、今年の8月からインターネット請求の受付手続きを開始いたします。請求方法の変更として、「介護給付費の請求及び受領に関する届」を提出していただくことで、インターネット請求に変更することができます。なお、受付は8月から開始しますが、インターネット請求ができるようになるのは11月からですので御注意ください。インターネット請求に変更するための「介護給付費の請求及び受領に関する届」については群馬県国保連合会のホームページに7月上旬に掲載いたします。

近日、厚生労働省からインターネット請求に関する広報資料が出る予定です。他にも、さまざまな通知等が厚生労働省から発表されますので、関係機関のホームページを御確認ください。国保連合会においても、ホームページや介護保険だよりを通して情報をお伝えしていきます。

群馬県国保連合会ホームページ <http://www.gunmakokuho.or.jp/>

問い合わせ先

群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護審査係）
〒371-0846 群馬県前橋市元総社町335番地の8 市町村会館2階
TEL 027-290-1319（直通） FAX 027-255-5077